

●香川県告示第415号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東かがわ市馬宿515番地1

株式会社ジェイテクト香川工場 工場長 荒木 恵司

(2)事業場の所在地及び名称

東かがわ市馬宿515番地1

株式会社ジェイテクト香川工場

(3)特定施設に関する事項

種	類	機械器具製造業の用に供する焼入れ施設	
能	力	180 t/月	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後2月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	8	7.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	50	120
	化学的酸素要求量 (mg/l)	170	230
	浮遊物質量 (mg/l)	40	50
	窒素含有量 (mg/l)	10	60
	りん含有量 (mg/l)	1	8
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	700	900
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		270	270

(4)汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5)排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 、 2 、 3 排 水 口	
排出水 の汚染	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	25
	浮遊物質量 (mg/l)	5	30
	窒素含有量 (mg/l)	14	22
	りん含有量 (mg/l)	0.05	0.1
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	1	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)	1,577	1,582	

他に排水口が1箇所（雨水専用）ある。

（備考）今回、特定施設を設置するが、当該施設及び既設特定施設からの汚水の循環利用の方法の見直しを行うことにより、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年8月17日から同年9月7日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
東かがわ市市民部環境衛生室